

プロポーザル方式説明書

1 業務の概要

- (1) 業務名 「山田町復興記録誌」制作業務委託
- (2) 業務内容 別添「山田町復興記録誌」制作業務委託仕様書のとおり
- (3) 履行期間 契約の日から令和 3 年 1 月 25 日まで
- (4) 予算額 14,046,000 円以内（消費税及び地方消費税額を含む）
- (5) 契約保証金 契約金額の 100 分の 5 の額とする。

2 参加資格

プロポーザル方式の提案者は、次に掲げる要件を全て満たしていなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4（同令第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に該当しない者であること。
- (2) 建設関連業務の委託契約に係る指名競争入札参加者の資格等に関する規程（平成 23 年山田町告示第 31 号の 2）第 6 条又は物品の製造の請負又は物品の買入れ等に係る競争入札参加者の資格及び指名に関する規程（平成 16 年山田町訓令第 16 号）第 5 条に規定する資格者であること。
- (3) 町営建設工事に係る指名停止等措置要綱（平成 6 年山田町告示第 21 号。以下「措置要綱」という。）に基づく指名停止措置の期間中でない者であること。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく会社更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続の申立てがなされていない者（会社更生手続又は再生手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けている者を含む。）であること。

3 公募型プロポーザル方式参加表明書（様式第 5 号。以下「参加表明書」という。）の提出期限、場所及び方法

(1) 提出期限

令和元年 7 月 31 日（水）（午後 5 時必着）

(2) 提出場所

岩手県下閉伊郡山田町八幡町 3 番 20 号

山田町役場 復興企画課

(3) 提出方法

直接持参又は一般書留若しくは簡易書留による郵送とする。

4 提案書（様式第 2 号）の提出要請

参加表明書を提出した者について「2 参加資格」を全て満たしているか否かの確認を行い、資格を有すると認めた者にプロポーザル方式参加要請書（様式第 7 号）により提案書の提出を要請する。

5 提案書の提出期限、場所及び方法

(1) 提出期限

令和元年 8 月 29 日（木）（午後 5 時必着）

(2) 提出場所

3 (2) と同じ。

(3) 提出方法

3 (3) と同じ。

6 プロポーザル方式説明書（様式第4号。以下「説明書」という。）等に対する質問に関する事項

(1) 説明書等に対する質問は、電子メール又はファックスで受け付けるものとし、説明書等に対する質問書（様式第12号）により行うこと。（メールアドレス及びファックス番号は、「11 担当課」に記載するとおり。）

(2) 提出期限

令和元年8月9日（金）（午後5時必着）

(3) 質問に対する回答

提案書の提出を要請する者に対して 令和元年8月20日（火）までに質問を取りまとめ、質問及び質問に対する回答書（様式第13号）により直接電子メールで回答する。

7 ヒアリングの有無、ヒアリングを行う場合の予定日時その他ヒアリングに関する事項

(1) ヒアリングの有無

有

(2) ヒアリングの予定日時

令和元年9月9日（月）（午後1時30分から）

8 受注者の特定等

(1) 受注者の特定方法

提出された提案等について、評価を行い最も優れた者を特定する。この場合において、必要と認められるときは、プレゼンテーション及びヒアリング等を行うものとする。

(2) 受注者を特定するための評価基準（別添「山田町復興記録誌」制作業務委託プロポーザル方式評価基準のとおり）

(3) 特定、非特定の通知

特定、非特定の通知は、全ての提案者に対し、特定通知書（様式第10号）又は非特定通知書（様式第11号）により行う。

(4) 契約の締結

特定された受注者と業務委託契約を締結するものとし、契約内容は、提案内容を基に協議し決定する。

9 契約書作成の要否

要

10 その他

(1) 本手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び円とする。

(2) 参加表明書の提出期限までに参加表明書が到着しなかった場合及び参加資格を有しないと認められた場合は、提案書を提出できないものとする。

(3) 参加表明書及び提案書は、それぞれの提出期限後において、差し替え、訂正及び再提出することを認めない。ただし、当該提出期限後に、必要に応じて追加資料の提出を求める場合がある。

(4) 参加表明書及び提案書に記載した配置予定の技術者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職その他のやむを得ない理由が生じた場合は、発注者の承諾を得て変更することができる。

(5) 提出された参加表明書及び提案書は、返却しない。

(6) 提案書の作成に要した費用、旅費、その他提出に要した経費については、提案者の負担とする。

- (7) 本手続において提出した書類等に虚偽の記載をした場合には、提出された参加表明書及び提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して措置要綱に基づき指名停止措置を講ずるものとする。
- (8) 受注者は、本業務を実施する場合において、発注者と密接に打合せを行うなど相互の信頼関係を維持し、かつ、守秘義務を遵守すること。
- (9) 発注者は、本業務に必要な資料を受注者に貸与するものとし、受注者は、業務完了後遅滞なく当該資料を発注者に返還しなければならない。
- (10) 参加表明をした者で、参加資格を有すると認められたものは、提案書の提出期限の前日まで提案を辞退することができる。この場合において、提案の辞退を希望する者は、提案辞退届（様式第14号）を3(2)の場所に直接持参又は一般書留若しくは簡易書留により郵送しなければならない。
- (11) 提出された参加表明書及び提案書は、それらを提出した者に無断で参加資格の確認及び受注者の特定以外に使用しない。
- (12) 成果品に関する権利は、受注者固有の知識、技術を除き、全て山田町に帰属する。
- (13) 審査の結果についての異議申立ては、受理しない。

11 担当課

〒028-1392

山田町復興企画課 まちづくり再生係

電話番号 0193-82-3111（内線 353）

FAX 番号 0193-82-5611

電子メールアドレス kurasyuu-wd@town.yamada.iwate.jp